

(公 印 省 略)

佐医発第237号
令和7年10月23日

各医療機関 殿

佐伯市医師会
会長 島村 康一郎

介護情報基盤活用にかかるアンケートへのご協力について（お願い）

標記の件につきまして、佐伯市高齢者福祉課長より別紙のとおりアンケート
へのご協力依頼が参りました。

回答期限は11月10日（月）までとなっておりますので、2次元コードもし
くはアンケート URL よりご回答をお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 21 日

医 療 機 関 各 位

佐伯市 高齢者福祉課長

介護情報基盤活用にかかるアンケートへのご協力について（お願い）

平素より、本市の介護保険事業に対するご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、厚生労働省が推進する「医療 DX（デジタルトランスフォーメーション）令和ビジョン 2030」の一環として、患者の保健・医療・介護に関する情報を全国的に共有・管理するためのデジタル基盤の整備（資料①）が始まっており、その一部である介護情報基盤の整備も進められています。本市におきましては、介護情報基盤の運用開始に向けた準備を進めており、現時点での運用開始予定は令和 10 年 4 月 1 日となっておりますが、今後の進捗状況により前後する可能性がございますので、開始前に改めてご報告申し上げます。医療機関の皆様におかれましては、介護情報基盤を活用することにより、介護認定に必要な主治医意見書をオンラインで提出（資料②）できるほか、介護保険の資格情報等の照会（資料③）が可能となるため、事務効率の向上が期待されます。

そこで、大分県の支援を受け、医療機関に対する介護情報基盤活用に関する意向調査を実施することといたしました。皆様には、ご多忙のところお手数をおかけいたしますが、アンケート調査へのご協力をお願い申し上げます。回答方法につきましては、裏面に記載の URL または 2 次元コードからご実施いただき、令和 7 年 11 月 10 日（月）までに、ご回答ください。

また、介護情報基盤の活用にあたって医療機関で対応が必要となる情報や、システム改修費の補助金（資料④）に関する情報が厚生労働省から提供されておりますので、併せてご確認くださいようお願いいたします。

（厚生労働省からの情報提供）

国保中央会が運営する下記ポータルサイトにて詳細をご確認ください。

・ 介護情報基盤ポータルサイト：<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/>

(医療機関様へ アンケートへのお願い)

以下の２次元コードか URL からご回答ください。

【回答期限 令和 7 年 11 月 10 日 (月)】

・アンケート ２次元コード



・アンケート URL

<https://questant.jp/q/9QNB6WAY>

アンケート内容

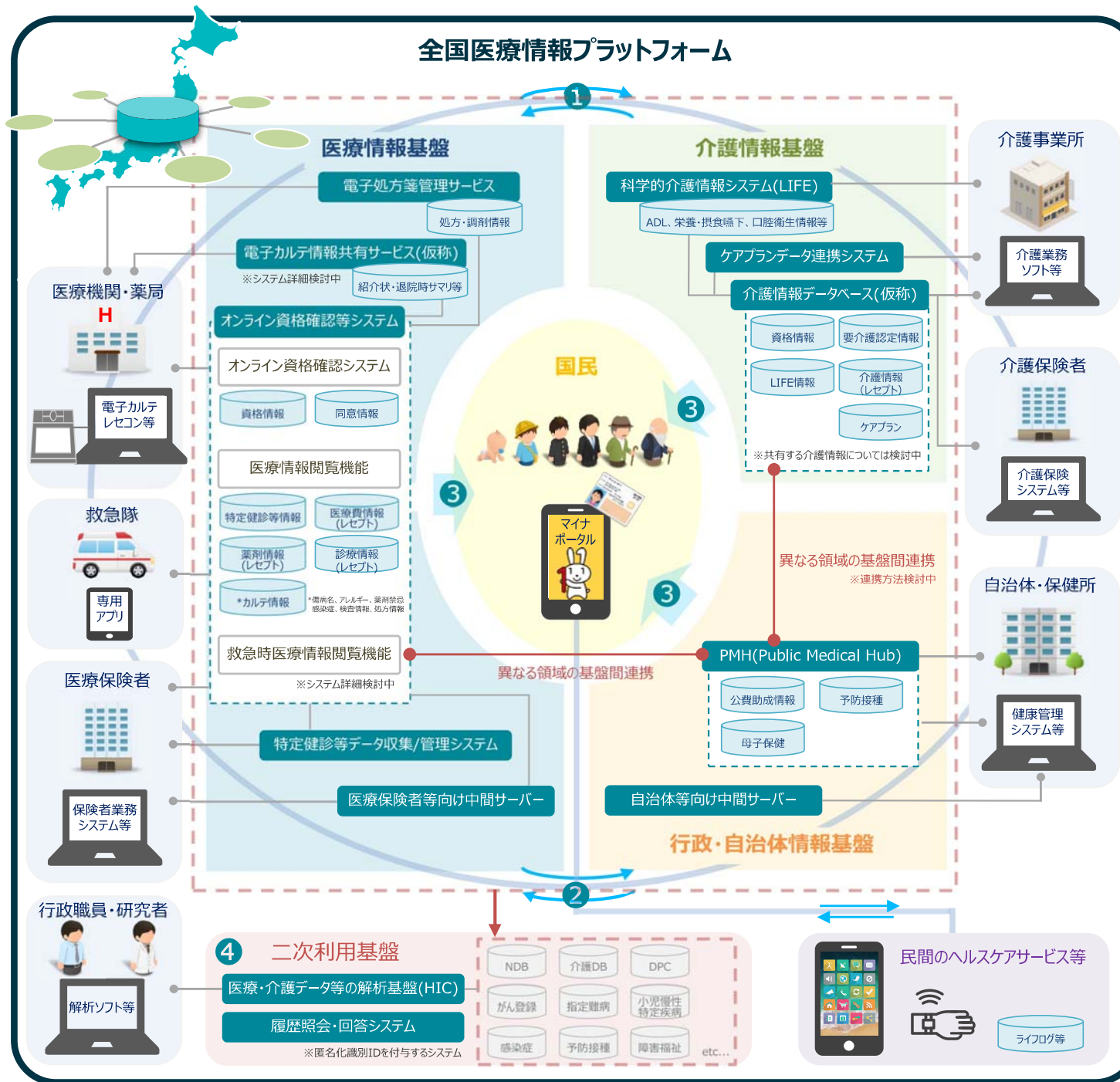
- ・医療機関情報
- ・年間の主治医意見書作成件数
- ・主治医意見書の作成方法（電子、手書き）
- ・（電子の場合）作成するシステム
- ・主治医意見書の電送化の予定

(問い合わせ先)

佐伯市役所 高齢者福祉課 介護認定係 堀江

電話 0972-22-3292

アドレス nintei@city.saiki.lg.jp



「医療DXのユースケース・メリット例」

1 救急・医療・介護現場の切れ目ない情報共有

- ✓ 意識不明時に、検査状況や薬剤情報等が把握され、迅速に的確な治療を受けられる。
- ✓ 入退院時等に、医療・介護関係者で状況が共有され、より良いケアを効率的に受けられる。



2 医療機関・自治体サービスの効率化・負担軽減

- ✓ 受診時に、公費助成対象制度について、紙の受給者証の持参が不要になる。
- ✓ 情報登録の手間や誤登録のリスク、費用支払に対する事務コストが軽減される。



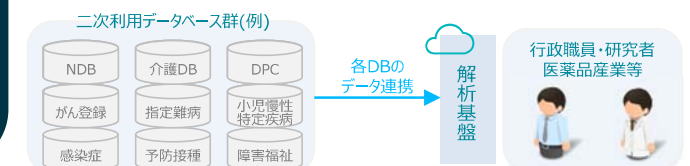
3 健康管理、疾病予防、適切な受診等のサポート

- ✓ 予診票や接種券がデジタル化され、速やかに接種勧奨が届くので能動的でスムーズな接種ができる。予診票・問診票を何度も手書きしなくて済む。
- ✓ 自分の健康状態や病態に関するデータを活用し、生活習慣病を予防する行動や、適切な受診判断等につなげることができる。



4 公衆衛生、医学・産業の振興に資する二次利用

- ✓ 政策のための分析ができることで、次の感染症危機への対応力強化につながる。
- ✓ 医薬品等の研究開発が促進され、よりよい治療や的確な診断が可能になる。



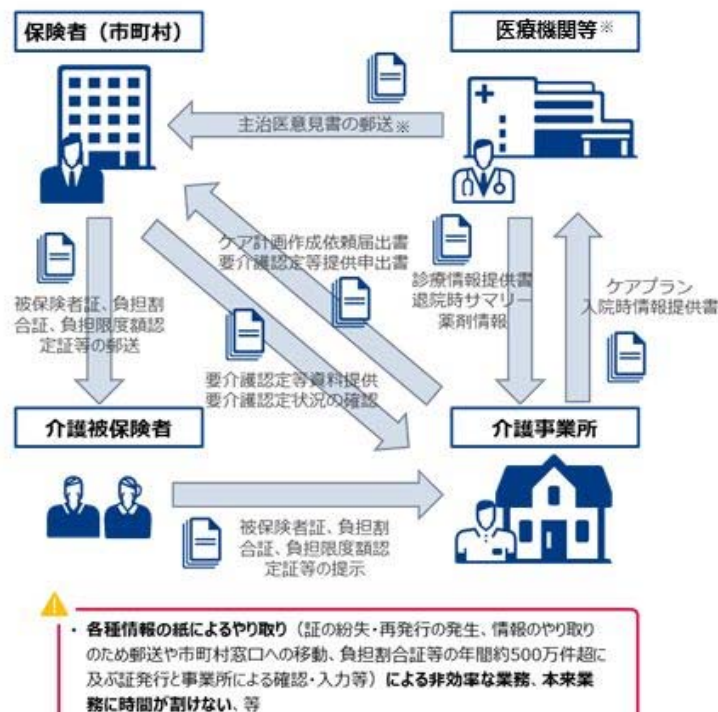
介護情報基盤について

介護情報基盤整備の目的

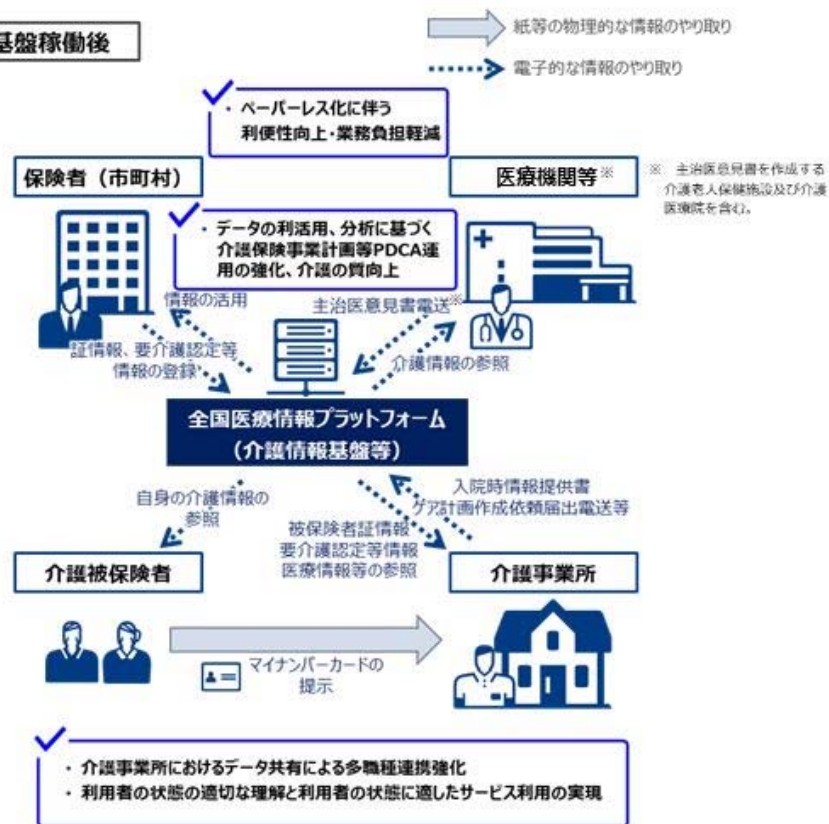
- 利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤を整備することにより、これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有することで、業務の効率化（職員の負担軽減、情報共有の迅速化）を図る。
- さらに、今後、介護情報基盤に蓄積された情報を活用することにより、事業所間及び多職種間の連携の強化、本人の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質の向上を図る。

介護情報基盤の活用イメージ

現在

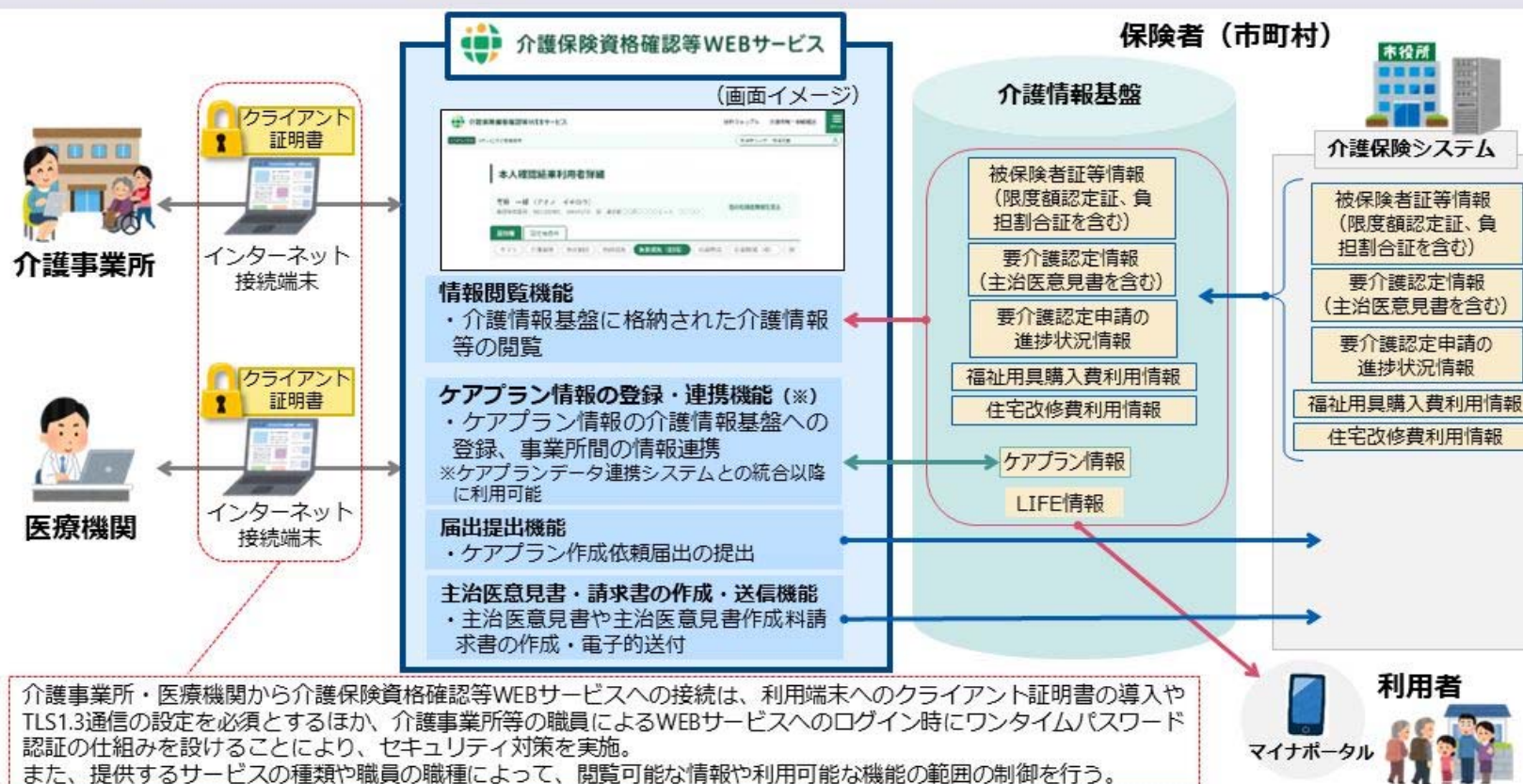


基盤稼働後



介護保険資格確認等WEBサービス（概要）

- 介護保険資格確認等WEBサービスとは、介護事業所等の職員が、介護事業所等のインターネットに接続した端末上で、介護情報基盤に格納されている介護情報等の閲覧や、介護情報基盤を経由した情報のやり取り等を行うために利用するWEBサービス。
- 介護事業所等においてサービス提供をしている利用者の本人確認をWEBサービス上でを行い、本人確認を行った利用者の担当事業所である旨を介護情報基盤に登録することで、当該利用者の情報の閲覧等が可能となる。



介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援（概要）

介護事業所・医療機関（介護サービス提供医療機関）向け支援

（注）消費税分（10%）も助成対象であり、下記の助成限度額は、消費税分を含む費用額となります。

1. 助成対象経費

- ①カードリーダーの購入経費 ②介護情報基盤との接続サポート等経費（※）

※介護事業所等が介護保険資格確認等WEBサービスを利用する際に必要となるクライアント証明書の搭載等の端末設定について、技術的支援を受ける場合に要する経費。（なお、介護WEBサービスで主治医意見書を作成・送信する介護事業所や医療機関は、介護WEBサービスの利用に必要な端末設定のみで主治医意見書の電子的送信が可能となる。）

2. 助成限度額等

1. 対象（介護サービス種別）	2. カードリーダーの助成限度台数	3. 助成限度額（①②を合算した限度額）
訪問・通所・短期滞在系	3台まで	助成限度額は6.4万円まで
居住・入所系	2台まで	助成限度額は5.5万円まで
その他	1台まで	助成限度額は4.2万円まで

※①・②について、同一事業所で複数のサービスを提供する場合には、介護サービス種別に応じた助成限度額の合計を助成限度額とすることができます。

医療機関（主治医意見書作成医療機関）向け支援

1. 助成対象経費

- 主治医意見書の電子的送信機能の追加経費（※）

※保険医療機関において、主治医意見書をオンライン資格確認等システムに接続する回線及び介護情報基盤経由で電子的に送信するために必要となる電子カルテや文書作成ソフト等の改修に係る経費。

2. 助成限度額等

1. 対象	2. 補助率	3. 助成限度額
200床以上の病院	1 / 2	助成限度額は55万円まで
199床以下の病院または診療所	3 / 4	助成限度額は39.8万円まで

申請・補助方法

今後公開する国民健康保険中央会のポータルサイト経由での申請受付、国民健康保険中央会経由での補助を予定しています。詳細は確定次第周知します。

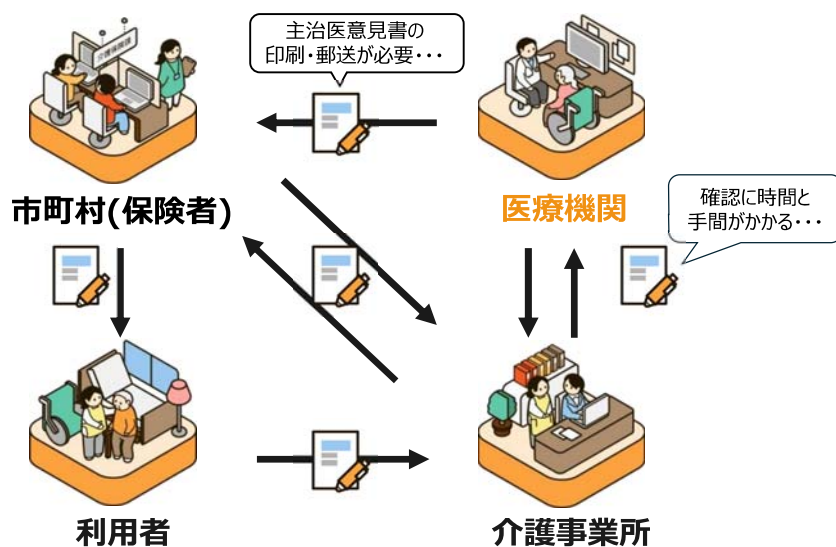
1. 介護情報基盤とは

情報とサービスを連携し、ひとつに

これまで分散していた情報を集約し、サービス間を連携します。
介護に関わる人たちのやりとりや手続きをより良いものにする仕組みです。

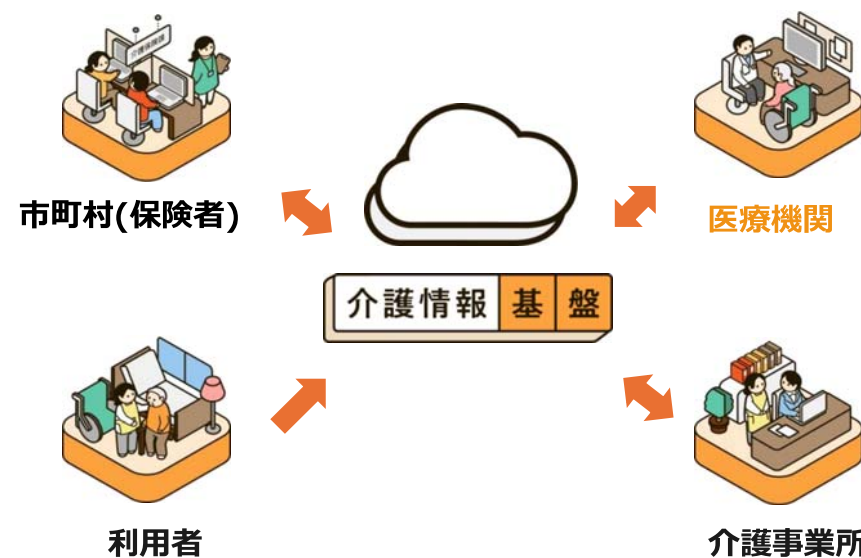
これまで

- ・ 紙でのやりとりが多く負担が多い
- ・ 本来の業務のための時間がとられてしまう



これから

- より少ない負担で、早く正確に業務が行える
- さらに良いサービスを提供できるように



2. 医療機関のみなさまが実現できること

大きな3つの価値

介護情報基盤の導入で医療機関が実現できる価値を3点にまとめました。

①紙の作業を削減



主治医意見書や請求書類などを
オンラインで扱えるようになり、
印刷・郵送の手間や
コストが削減されます。

②即座にオンライン確認



居宅療養管理指導などに
必要な情報が連携され、
現場でスピーディに確認し、
対応できるようになります。

③サービスの質向上



ケアプランやLIFEなどを通じて、
利用者の状態をより細やかに把握できる
ため、気づきにつながります。長い目
で寄り添ったサービスの提供が
可能になります。

2. 医療機関のみなさまが実現できること

①紙の作業を削減

主治医意見書や請求書類などがデジタル化され、負担の大きいやりとりが削減されます。

印刷・郵送の手間

大量の紙書類の管理

郵送の連絡や確認

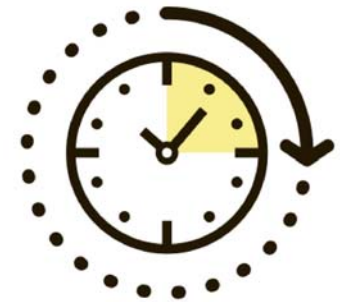
長い返信待ち時間



印刷・郵送がなくなって
作業が楽に！



待ち時間が短く
やりとりの
ストレスなし！



2. 医療機関のみなさまが実現できること

②即座にオンライン確認

介護保険証などの介護情報が今後、現場で確認できるようになります。

オンラインで確認[※]

LIFE情報の一部

要介護情報

ケアプラン



他職種との事前の
情報共有

現場で閲覧

診察に集中



※介護情報の閲覧は、介護保険資格確認等WEBサービスの利用が必要です。

※情報の閲覧範囲は調整中・順次拡大予定となります。

2. 医療機関のみなさまが実現できること

③サービスの質向上

ケアプラン、LIFE情報の一部が新たに共有されることで、さらに利用者に寄り添ったサービス提供が期待できます。

これまでの情報

- 受診記録
- 介護保険証 等



今後新たに共有される情報

ケアプラン

- サービス計画書
- サービス利用票 等

LIFE情報の一部

- 利用者の状態(ADL等)

利用者の状態を、細やかに把握

サービスの利用状況

生活リズム

介護事業所の評価

利用者の状態や生活リズムを加味した
より多角的な
サービス提供の実現

